

安八町告示第86号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成30年6月1日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり通知する。

平成30年 7月31日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 山中美恵子

記

第1 監査の請求

1 請求人

岐阜県安八郡安八町南今ヶ渕796番地
傍嶋 邦博

2 請求書の受付

平成30年6月1日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、XXXXXXXXXXと締結した土地賃貸借契約に関し、

1 安八町がXXXXXXXXXXと締結した土地賃貸者契約に関して、安八町は道路法第10条に反して、議会の議決を経ず町道の土地の地目を「宅地」と登記し、町道認定された行政財産のままで土地賃貸借契約を締結した。行政財産の貸し付けは地方自治法第238条4に反する違法なものであるから、XXXXXXXXXXと締結した土地賃貸者契約を無効として、今までにXXXXXXXXXXから安八町に支払われた土地の賃料をXXXXXXXXXXへ返還するように勧告せよ。

2 違法な土地賃貸借契約は無効であることはXXXXXXXXXXの敷地の一部を売却したことに対する職員措置請求の勧告と同様で明らかであり、違法な土地賃貸借契

約を締結する前に、安八町は議会の議決を経て、町道認定を廃止し、行政財産から普通財産へ変更してから合法的な土地賃貸借契約を締結するべきであり、安八町長はこれを怠り無効となる違法な土地賃貸借契約を締結し本来、安八町が得られるはずであった賃料が返還されなければならなくなり安八町が損害を被ることとなった。従って、その損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年3月9日、岐阜新聞朝刊記事

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年6月11日に清伸二監査委員並びに山中美恵子監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断[法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

請求の趣旨と請求の理由から判断するに、まず、請求人は、町が平成28年7月に町道を議会の議決を経ずに「宅地」と登記した。これは、道路法第10条に違反すると主張している。

そして、町が平成28年11月に町道認定されたままの土地を [] に賃貸する旨の契約を締結したが、行政財産である町道の貸し付けは地方自治法第238条の4に反する違法なものであるから、この賃貸借契約は無効であると主張している。

そうであるならば、この契約に基づいて [] から町に支払われた土地の賃料は、町から [] に返還されなければならない。

もし、このような手続ではなく、本来行われるべきであった適正な手続がされていれば町が得られるはずであった賃料が返還されることとなるため、その損害を補填せよと主張している。

以上より、違法若しくは不当な契約の締結を無効とし、それに伴う賃料の返還が公金の支出で行われることに対して、その返還分の補填を求めるものとする請求人

の主張は、住民監査請求の要件を満たしていると判断したことから監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年6月18日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、6月13日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条第4項の規定に基づき、本請求に係る契約の締結及び公金の支出について平成30年6月29日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

企画調整課、建設課を監査対象課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 本件道路について

昭和60年3月30日に坊野不納場線23276として町道に認定。その後、平成26年11月4日に坊野不納場線23668として変更認定された町道の一部である。

2 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

本件道路について、本来であれば平成28年6月議会で町道の変更の議決がされなければならなかったが、複数の課に関連する案件であったため、情報の共有と連携が不十分であった。

また、本件道路を含む土地に工場が竣工したことで、必要な諸手続は完了しているものとの認識があり、結果的に平成30年3月議会まで町道変更の議決が行われなかったとのことであった。

本件契約について、契約書には町、XXXXXXXXXXともに押印がされているが、

この契約に伴う賃料は支払われていないとのことであった。

第6 判断にあたっての関係法令等について

1 法第96条第1項第6号

議会の議決が必要な事件として、行政の保有する財産の処分等について規定されている。

2 法第237条以下

財産項目に関する詳細な規定がされている。そして、公有財産は行政財産と普通財産に分類され（法第238条第3項）、そのうち「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」と規定されている（同条第4項）

3 法第238条の4第6項

行政財産の貸し付けを禁ずる旨が規定されている。

4 道路法第10条

道路の廃止や認定について議会の議決が必要な旨が規定されている。

5 道路法第92条及び道路法施行令第38条

道路の供用の廃止又は道路の区域の変更があった場合における不用物件の管理と、その管理期間について規定されている。

6 民法第703条

不当利得の返還義務について規定されている。

第7 監査の結論

法律上の原因がないまま町が賃料を受け取ったとすれば、民法第703条の不当利得に当たるので、町は、その利益の存する限度において、これを XXXXXXXXXX へ返還すべきことになる。

この点、町道の変更には議会の議決が必要であるとされており（道路法第10条）、道路の区域の変更があったときは町道については2か月の不用期間を設ける必要があるとされている（道路法施行令第38条）。そうすると、本件請求の土地は、

平成30年3月16日の議会の議決から2か月の期間満了時である平成30年5月15日までは行政財産（公共用財産）であったことになる。

よって、平成30年5月15日までに締結された町道とみなされる土地を含む賃貸借契約は、法第238条の4に反した違法な土地賃貸借契約として無効であると言わざるをえない。

そうであれば、町の[]に対する賃料債権は存在しないことになる。

しかしながら『第5 事実関係の確認』より、本件請求に係る土地賃貸借契約の締結と、それに基づいた町から[]への本件道路分の土地の貸付けは行われている一方、[]から町に対して賃料の支払いはされておらず、結果として、そもそも返すべき賃料が存在していない。すなわち、町における利得は存在していないのであるから、その返還の必要性もない。

よって、請求人が本件請求で主張する町の損害は発生していないということとなる。

以上のことから、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

行政は、法令に則ってその業務を執行しているはずであり、知らなかったではすまされない。そもそも町道の廃止が法令に則って適正に行われていれば、本件請求がされることもなかった。また、本来であれば返すべき賃料の支払いについても偶然、諸事情が重なった結果、支払いがされていなかったのであるが、業務の適正な執行がされているか否かを考慮すれば、賃料の支払いがされていない状態が継続していること自体が問題である。

町としては、契約の締結がされているにもかかわらず賃料が入ってきていないことについて疑問を持つべきであり、相手方へ連絡、確認等業務の適切な執行のために必要な手段を講ずべきである。

よって、現状の解消のために迅速な対応を求めるとともに、今後このようなことが起こることのないよう、法令に則って業務を執行すること、行政内での連携の強化をしていくことを求めるものである。